

# 福岡県公報

平成26年10月3日  
第3633号

## 目次

### 告示 (第839号 - 第848号)

○廃川敷地等の発生	(河川課)	1
○道路の区域の変更	(道路維持課)	2
○道路の区域の変更	(道路維持課)	2
○道路の区域の変更	(道路維持課)	2
○道路の供用の開始	(道路維持課)	2
○道路の区域の変更	(道路維持課)	3
○道路の供用の開始	(道路維持課)	3
○道路の供用の開始	(道路維持課)	3
○保安林の所在場所等	(農山漁村振興課)	3
○道路の供用の開始	(道路維持課)	4

### 公告

○土地改良事業計画の変更の認可申請の適否決定	(農村森林整備課)	4
○県営土地改良事業の換地計画	(農村森林整備課)	4
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	4
○競争入札参加者の資格等	(総務事務センター)	5
○一般競争入札の実施	(総務事務センター)	6
○農用地利用配分計画の認可の申請	(水田農業振興課)	9
○土地改良区の役員の就任及び退任	(農村森林整備課)	10
○平成26年度福岡県准看護師試験の実施	(医療指導課)	11
○福岡県漁業調整規則に基づく聴聞の期日における審理の公開	(漁業管理課)	12

○建設業の営業の一部停止	(建築指導課)	12
○建設業の営業の一部停止	(建築指導課)	13
○意見公募手続を実施しなかった理由等の公示	(薬務課)	13
○特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課)	14
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課)	14
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	14
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	15

### 選挙管理委員会

○条例の制定若しくは改廃の請求又は監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の50分の1の数	(市町村支援課)	15
○県議会の解散の請求又は県知事等の解職を請求する場合の選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	(市町村支援課)	15
○県議会議員の解職の請求をする場合の選挙区ごとの選挙権を有する者の総数の3分の1の数	(市町村支援課)	15

## 告示

### 福岡県告示第839号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり公示する。

その関係図書は、福岡県県土整備部河川課及び福岡県久留米県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成26年10月3日

福岡県知事 小川 洋

- 河川の名称  
筑後川水系築地川
- 廃川敷地等生じた年月日  
平成26年8月27日

3 廃川敷地等の位置  
 小郡市大崎字中屋敷53番5地先から  
 小郡市大崎字中屋敷68番2地先まで

4 廃川敷地等の種類及び数量  
 土地  
 139.21㎡

**福岡県告示第840号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年10月3日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
福 岡	県道	波 呂 線 神 在	前	糸島市神在1374番2先から 糸島市神在1373番11先まで	7.0 ～ 10.0	31.0
			後	糸島市神在1374番2先から 糸島市神在1373番11先まで	10.0 ～ 13.0	24.0

**福岡県告示第841号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年10月3日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
飯 塚	一般 国道	211号	前	嘉麻市大隈町390番先から 嘉麻市牛隈196番6先まで	7.4 ～ 20.2	300.6
			後	嘉麻市大隈町390番先から 嘉麻市牛隈196番6先まで	10.0 ～ 33.6	300.6

**福岡県告示第842号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年10月3日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
飯 塚	県道	飯 塚 大野城 線	前	飯塚市津原1025番2先から 飯塚市津原1130番1先まで	8.3 ～ 9.4	240.0
			後	飯塚市津原1025番2先から 飯塚市津原1130番1先まで	9.2 ～ 35.8	240.0

**福岡県告示第843号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成26年10月3日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年10月3日

福岡県知事 小川 洋

県土整備 事務所名	路線名	供用開始の区間
飯塚	飯塚線 大野城	飯塚市津原1025番2先から 飯塚市津原1130番1先まで

**福岡県告示第844号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年10月3日

福岡県知事 小川 洋

県土整備 事務所名	道路の 種類	路線名	変更 前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
飯塚	県道	飯塚線 穂波	前	飯塚市蓮台寺1053番1先から 飯塚市津原1035番1先まで	11.5 ～ 79.0	4,745.0
			前	飯塚市蓮台寺1053番1先から 飯塚市津原1035番1先まで	6.6 ～ 79.0	4,978.6
			後	飯塚市蓮台寺1053番1先から 飯塚市津原1035番1先まで	11.5 ～ 79.0	4,745.0
			後	飯塚市蓮台寺1053番1先から 飯塚市津原1035番1先まで	6.6 ～ 79.0	4,978.6

**福岡県告示第845号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成26年10月3日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年10月3日

福岡県知事 小川 洋

県土整備 事務所名	路線名	供用開始の区間
飯塚	飯塚線 穂波	飯塚市津原1011番先から 飯塚市津原1107番1先まで

**福岡県告示第846号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成26年10月3日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年10月3日

福岡県知事 小川 洋

県土整備 事務所名	路線名	供用開始の区間
飯塚	322号	嘉麻市千手1872番1先から 嘉麻市大力469番3先まで

**福岡県告示第847号**

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定をするので、森林法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成26年10月3日

福岡県知事 小川 洋

1 保安林の所在場所

福岡市西区大字玄界島字寄木213の1、214の1

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第848号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成26年10月3日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年10月3日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
久留米	西島線 筑邦線	久留米市安武町住吉2413番4先から 久留米市安武町住吉437番2先まで

公 告

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定に基づき、土地改良区の土地改良事業計画の変更の認可申請を平成26年9月18日付けで適当であると決定したので、同法第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成26年10月3日

福岡県知事 小川 洋

土地改良区名	縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
山川地区土地改良区	土地改良事業（維持管理）変更計画書及び定款の写し	平成26年10月3日から 平成26年11月4日まで	みやま市役所

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定に基づき、県営土地改良事業の施行に係る地域の換地計画を平成26年9月19日付けで定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成26年10月3日

福岡県知事 小川 洋

換地計画を定めた地域	縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
田川郡川崎町大字安真木の一部（木城地区）	換地計画書の写し	平成26年10月3日から 平成26年11月4日まで	川崎町役場

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成26年10月3日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
古賀市筵内字茶木谷502番4及び502番5
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
古賀市筵内510  
波田 康直、波田 良

### 公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

平成26年10月3日

福岡県知事 小川 洋

- 1 調達をする物品等又は特定役務の種類  
デジタル印刷機（備出20）
- 2 競争入札参加者の資格
  - (1) 競争入札に参加することができない者
    - ア 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
    - イ 次のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
      - (ア) 契約の履行に当たり、故意に製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
      - (イ) 競争入札又は競り売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
      - (ウ) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
      - (エ) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
      - (オ) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

(カ) (ア)から(オ)までのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの

エ 競争入札参加資格審査申請書（電子計算処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入力装置を含む。以下同じ。）と入札参加資格を得ようとする者の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続したものをいう。）による電磁的記録を含む。）及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

オ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者  
カ 原則として、同種の営業を引き続き2年以上営んでいない者

(2) 競争入札参加資格審査事項については、次のとおりとする。

- ア 従業員数
- イ 年間売上高
- ウ 自己資本金
- エ 流動比率
- オ 経営年数
- カ 地域貢献活動項目（具体的な内容については、知事が別に定める。）

3 競争入札参加資格審査の申請方法等

(1) 申請方法

次の書類を知事に提出するものとする。

- ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）
- イ 法人にあっては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあっては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- ウ 印鑑証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- エ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第2号）



- オ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- カ 法人にあつては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分）、個人にあつては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの）（様式第3号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前2か年分）
- キ 障害者の雇用状況報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合で障害者を雇用しているときには、障害者の雇用状況調査票（様式第4号）
- ク 営業概要表（様式第5号）
- ケ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあつては、官公需適格組合用営業概要表（様式第6号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等
- コ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）
- サ ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）
- シ 役員名簿（様式第9号）
- ス 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し
- セ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿
- ソ I S O 9000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し
- タ 福岡県物品関係競争入札参加者の格付及び指名等に関する要綱の付表の区分にあるものに係る評価申請書等（ただし、障害者雇用はキに掲げるもの）
- チ 返信用封筒（392円切手を貼付した長形3号封筒）
- (2) 申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先  
福岡県総務部総務事務センター調達班  
〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号  
（電話番号）092-643-3092（ダイヤルイン）  
申請書は、福岡県庁ホームページからダウンロードすることにより入手することができる。
- (3) 申請書の受付期間

この公告の日から平成26年10月21日（火曜日）までとする。

ただし、受付期間の終了後も入札日時（当該入札に係る仕様申立書を期限までに提出し、承認を受けた者に限る。）まで随時受け付けるが、この場合には、競争入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

#### 4 競争入札参加資格審査結果の通知

競争入札参加資格決定通知書により通知（郵送）する。

#### 5 競争入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

##### (1) 競争入札参加資格の有効期間

競争入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから平成27年9月末日までとする。

##### (2) 有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、平成27年7月中に実施する福岡県競争入札参加資格審査の申請をすること。

### 公告

政府調達に関する協定の適用を受ける物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成26年10月3日

福岡県知事 小川 洋

#### 1 調達内容

##### (1) 調達案件名

デジタル印刷機（備出20）

##### (2) 調達物品及び数量

・デジタル印刷機 23台

・消耗品（マスター・インク）一式

##### (3) 履行期限

・デジタル印刷機 平成26年12月15日

・マスター・インク 平成32年3月31日

##### (4) 履行場所

入札説明書による。

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成25年1月福岡県告示第117号）」に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の競争入札参加資格審査申請書に必要な事項を記入の上、次の部局へ提出すること。

・申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務センター調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3092（ダイヤルイン）

申請書は、福岡県庁ホームページからダウンロードすることにより入手することができる。

4 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

平成26年11月12日（水曜日）現在において、次の条件を満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、業種及び等級が次の条件を満たす者

大分類	中分類	希望業種名	等級
01	02	事務機器	AA
05	01	電気器具	AA
05	02	電気通信機器	AA

(2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者

(3) 納入する物品に係る保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者

(4) 納入しようとする物品が1の(2)に示した物品であることを証明する仕様申立書を総務事務センター調達班に平成26年10月30日（木曜日）午後3時00分までに提出し

て承認を受けた者

なお、提出した仕様申立書について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

(5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者

(6) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者

5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県総務部総務事務センター調達班（行政南棟1階）

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3092（ダイヤルイン）

FAX 092-643-3109

6 契約条項を示す場所

5の部局とする。

7 入札説明書の交付

平成26年10月3日（金曜日）から平成26年10月30日（木曜日）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで5の部局で交付する。

8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

(1) 提出場所

5の部局とする。

(2) 提出期限

持参する場合は平成26年11月12日（水曜日）午後4時00分

郵送する場合は平成26年11月11日（火曜日）午後5時00分

(3) 提出方法

持参（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。提出期限内必着）で行う。

## 10 開札の場所及び日時

## (1) 場所

福岡市博多区東公園7番7号

福岡県庁総務事務センター入札室（行政南棟1階）

## (2) 日時

平成26年11月13日（木曜日）午前11時00分

## 11 落札者が不在の場合の措置

開札をした場合において落札者が不在ときは、地方自治法施行令第167条の8第3項の規定により、再度の入札を行う。ただし、開札の際入札者又はその代理人の全てが立会っており、その全てが同意する場合にあっては直ちにその場で、その他の場合にあっては別に定める日時、場所において行う。

## 12 入札保証金及び契約保証金

## (1) 入札保証金

見積金額（税込み）の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額（税込み）の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

## (2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

## 13 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、11により再度入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

(1) 入札金額の記載がない入札又は入札金額を訂正した入札

(2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札

(3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札

(4) 所定の場所及び日時に到達しない入札

(5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札

(6) 入札保証金又はこれに代わる担保の納付が見積金額（税込み）の100分の5に達しない入札

(7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札

(8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

(9) 入札書の日付がない入札又は日付に記載誤りがある入札

## 14 落札者の決定の方法

(1) 入札金額（単価）のすべてが予定価格（単価）の制限の範囲内であり、かつ、各入札金額（単価）に数量を乗じて得た金額の合計金額が最低価格であり、並びに、有効である入札書を提出した者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

## 15 その他

(1) 契約書の作成を要する。落札者は暴力団排除条項を記載した誓約書を提出すること。

(2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。

(3) 特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手



続の停止等を要請する場合、調達手続の停止等があり得る。

- (4) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (5) その他、詳細は入札説明書による。

16 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased:  
Digital mimeograph press 23set and Unit price contract of expendable supplies
- (2) Delivery period : By December 15, 2014
- (3) Delivery place : According to the specifications
- (4) Time Limit for Tender : 4:00 P M on November 12, 2014
- (5) Contact Point for the Notice : General Affairs Center, General Affairs Department, Fukuoka Prefectural Office  
7-7, Higashikoen, Hakata-ku, Fukuoka City, 812-8577, Japan  
Tel 092-643-3092

公告

次のとおり農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第3項の規定により公告する。

当該農用地利用配分計画は、平成26年10月3日から同月16日までの間、福岡県農林水産部水田農業振興課において公衆の縦覧に供する。

平成26年10月3日

福岡県知事 小川 洋

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
波多江 虎美	糸島市波多江	糸島市波多江字下川原737番1他4筆

波多江 晃裕	糸島市波多江	糸島市波多江字大町774番1
田中 善久	糸島市荻浦	糸島市荻浦字沖680番2他1筆
株式会社弥富農園	糸島市三坂	糸島市三坂字片福422番1他3筆
古藤 祐治	糸島市井原	糸島市井原字塚1039番他5筆
瀬戸 美弘	糸島市二丈松末	糸島市二丈深江字石町1810番1
農事組合法人福入の郷	糸島市二丈福井	糸島市二丈福井字仲田6344番
農事組合法人国本	うきは市浮羽町山北	うきは市浮羽町山北字左古1686番1
寺口 正人	うきは市吉井町宮田	うきは市吉井町屋部字西文蔵33番2
有限会社秋吉野菜園	三井郡大刀洗町大字守部	三井郡大刀洗町大字守部字上干出581番1
日比生 博文	三井郡大刀洗町大字本郷	三井郡大刀洗町大字本郷字柿添40番1他2筆
久保山 守孝	三井郡大刀洗町大字本郷	三井郡大刀洗町大字本郷字大町1577番2
古賀 雄一	三井郡大刀洗町大字高樋	三井郡大刀洗町大字高樋字文行547番他6筆
平田 則男	三井郡大刀洗町大字上高橋	三井郡大刀洗町大字今字向田188番2他3筆
農事組合法人にしむた	筑後市大字西牟田	筑後市大字西牟田字田佛5125番他90筆
大津 眞次	柳川市大和町大坪	柳川市大和町大坪184番
大曲 昭二	柳川市大和町皿垣開	柳川市大和町谷垣字沖地512番1他6筆
金子 正一	柳川市久々原	柳川市久々原字内野419番1
株式会社もりなが農園	柳川市七ツ家	柳川市久々原字西開783番1
野口 重利	八女郡広川町大字一條	八女郡広川町大字一條字森園155番1他1筆
野田 義和	八女郡広川町大字広川	八女郡広川町大字広川字菘田1559番
丸山 敬二郎	八女郡広川町大字日吉	八女郡広川町大字日吉字沖田47番
田中 一孝	八女郡広川町大字水原	八女郡広川町大字太田字附ヶ田178番

古賀 英夫	八女郡広川町大字藤田	八女郡広川町大字藤田字上長624番他4筆
坂井 宏至	久留米市城島町大依	八女郡広川町大字日吉字作川1222番他1筆
農事組合法人広谷営農組合	田川郡福智町伊方	田川郡福智町伊方367番他7筆
小松 繁春	田川郡福智町上野	田川郡福智町上野3779番他5筆
有限会社豊津町営農生産組合	京都郡みやこ町国分	京都郡みやこ町上坂字林田79番他5筆
農事組合法人天生田営農組合	行橋市大字天生田	行橋市大字天生田字武道田360番1他1筆
田村 誠将	築上郡築上町大字築城	築上郡築上町大字赤幡919番1他2筆
繁永 大輔	築上郡築上町大字安武	築上郡築上町大字安武1345番3他6筆
農事組合法人湊営農組合	築上郡築上町大字湊	築上郡築上町大字湊1211番他10筆
農事組合法人アナダ農場	築上郡上毛町大字垂水	築上郡上毛町大字垂水794番他4筆
大森 浩	築上郡上毛町大字安雲	築上郡上毛町大字安雲358番1他4筆
橋本 清治	築上郡上毛町大字土佐井	築上郡上毛町大字西友枝1437番他4筆
大石 敏秋	築上郡上毛町大字西友枝	築上郡上毛町大字西友枝1779番他3筆
株式会社ユーアス	築上郡上毛町大字土佐井	築上郡上毛町大字安雲689番1他5筆
農事組合法人東下営農組合	築上郡上毛町大字東下	築上郡上毛町大字東上2915番

## 2 申請年月日

平成26年9月12日

## 公告

椎田干拓土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成26年10月3日

福岡県知事 小川 洋

## 1 退任理事

氏名	住所
宗 裕	築上郡築上町大字湊1373番地2
榎木 龍也	築上郡築上町大字湊1364番地
今倉 貞夫	築上郡築上町大字湊1359番地
牛島 栄樹	築上郡築上町大字湊1357番地
則行 義正	築上郡築上町大字湊230番地
大石 保弘	築上郡築上町大字有安547番地

## 2 退任監事

氏名	住所
曾根本 和朗	築上郡築上町大字湊301番地1
森 浩敏	築上郡築上町大字有安253番地

## 3 就任理事

氏名	住所
牛島 好太郎	築上郡築上町大字湊1367番地
牛島 常雄	築上郡築上町大字湊1368番地
磯部 隆	築上郡築上町大字湊1366番地
日高 清治	築上郡築上町大字湊1363番地
竹下 喜久男	築上郡築上町大字湊1166番地1
湯浅 勇	築上郡築上町大字湊814番地1

## 4 就任監事

氏名	住所
----	----

出口 恵	築上郡築上町大字小原717番地3
森口 明彦	築上郡築上町大字有安98番地

## 公告

平成26年度福岡県准看護師試験を次のように実施する。

平成26年10月3日

福岡県知事 小 川 洋

### 1 受験資格

次のいずれかに該当する者が受験できる。

- (1) 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校において2年の看護に関する学科を修めた者（平成27年3月までに卒業する見込みの者を含む。）
- (2) 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に従い、都道府県知事の指定した准看護師養成所を卒業した者（平成27年3月までに卒業する見込みの者を含む。）
- (3) 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学（短期大学を除く。）において看護師になるのに必要な学科を修めて卒業した者（平成27年3月までに卒業する見込みの者を含む。）
- (4) 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校において3年以上看護師になるのに必要な学科を修めた者（平成27年3月までに卒業する見込みの者を含む。）
- (5) 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、厚生労働大臣の指定した看護師養成所を卒業した者（平成27年3月までに卒業する見込みの者を含む。）
- (6) 外国の看護師学校若しくは養成所を卒業し、又は外国において看護師免許に相当する免許を受けた者で、厚生労働大臣が(3)から(5)までに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められたもの

- (7) 外国の看護師学校若しくは養成所を卒業し、又は外国において看護師免許に相当する免許を受けた者のうち、(6)に該当しない者で、厚生労働大臣の定める基準に従い、都道府県知事が適当と認められたもの

### 2 試験

#### (1) 方法

試験は、筆記試験とし、試験科目は、人体の仕組みと働き、食生活と栄養、薬物と看護、疾病の成り立ち、感染と予防、看護と倫理、患者の心理、保健医療福祉の仕組み、看護と法律、基礎看護、成人看護、老年看護、母子看護及び精神看護とする。

#### (2) 日時

平成27年2月20日（金曜日）午後1時30分から午後4時00分までとする。

なお、試験の説明を午後1時00分から行う。

#### (3) 会場

福岡市城南区七隈八丁目19番1号

福岡大学 七隈キャンパス（※収容可能人数 最大1,300人程度）

### 3 受験手続及び受付期間

#### (1) 受験手続

ア 試験を受けようとする者は、次の書類等に受験申込手数料6,900円を添えて、当該住所地を管轄する保健福祉（環境）事務所、保健所（北九州市にあっては小倉北区及び八幡西区以外の区については各区役所、福岡市にあっては各区保健福祉センター）又は福岡県保健医療介護部医療指導課（以下「医療指導課」という。）へ提出すること。

##### (ア) 受験願書

(イ) 写真票（出願前6月以内に脱帽して正面から撮影した、縦6センチメートル、横4センチメートルのもので、裏面に氏名を記載したものを貼付すること。）

(ウ) 受験資格を有することを証明する書類

イ 受験願書の用紙は、医療指導課で交付する。郵便によって受験願書の用紙を請求する場合は、宛先及び郵便番号を明記して所定の切手を貼った返信用封筒を必

ず同封すること。

ウ 受験申込手数料6,900円は、福岡県領収証紙により納入すること。受験申込手数料は、申込受付後に申込みを取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも返還しない。

エ 郵便によって受験を申し込む場合は、必ず書留郵便にすること。

(2) 受付期間

ア 受験申込みの受付期間は、平成27年1月5日（月曜日）から同月13日（火曜日）までとする。

イ 持参の場合の受付時間は、午前8時30分から午後5時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）とする。

ウ 郵便による受験申込みは、平成27年1月13日（火曜日）までの消印があるものに限り受け付ける。

(3) 受験票の交付

受験票は、原則として養成所（学校）長を経由して交付する。

4 合格者の発表及び合格証書の交付

(1) 合格者の発表は、平成27年3月18日（水曜日）午前10時00分に医療指導課に受験番号を掲示して行う。

(2) 合格者に対しては、合格証書を交付する。

5 その他

受験手続その他の問合せは、医療指導課に対して行うこと。ただし、電話による試験結果の問合せには応じない。

公告

福岡県漁業調整規則（昭和43年福岡県規則第64号）第50条第3項の規定に基づき聴聞の期日における審理を次のとおり公開するので、公告する。

平成26年10月3日

福岡県知事 小川 洋

1 不利益処分の根拠となる法令の条項

福岡県漁業調整規則第50条第1項

2 聴聞の期日及び場所

平成26年10月22日 午後2時00分

福岡市博多区東公園7番7号 福岡県庁北棟4階  
海区漁業調整委員会室

3 傍聴の方法

傍聴は、聴聞の期日の先着順に許可する。

4 聴聞に関する問合せ先

福岡県総務部行政経営企画課法務班

電話番号092-643-3028

郵便による場合の宛先

郵便番号812-8577（福岡県庁）

公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定に基づき、建設業の営業を停止したので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

平成26年10月3日

福岡県知事 小川 洋

1 処分をした年月日

平成26年9月11日

2 処分を受けた者の商号等

商号	主たる営業所の所在地	代表者の氏名	許可番号
株式会社木村産業	久留米市大石町370-1	木村 充男	平成26年2月9日 福岡県知事許可（般-25） 第98737号

3 処分の内容

建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の一部の停止

(1) 停止を命じる営業の範囲

建設業に係る営業のうち、次のア又はイに該当する建設工事に係る営業

ア 国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に掲げる公共

法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注するもの

イ 建設費について、国又は地方公共団体の補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第2条第1項に規定する補助金等及び同条第4項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれに類するものをいう。）の交付を受けているもの（アに該当するものを除く。）

(2) 停止期間

平成26年9月25日から平成26年10月16日までの22日間

4 処分の原因となった事実

有限会社丸豊工業（平成24年1月1日に株式会社木村産業に吸収合併）は、有限会社藤光企画総合事務所（平成25年8月8日に有限会社藤光建設に商号変更）と共に、特定建設工事共同企業体（JV）として受注した公共工事において、特定建設業の許可を受けずに、建設業法第3条第1項第2号の政令で定める金額以上となる下請契約を平成23年9月5日に締結した。

このことは、同法第28条第1項第2号に該当すると認められる。

また、本件工事において監理技術者を配置しなかった。

このことは、同法第28条第1項第2号に該当すると認められる。

**公告**

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定に基づき、建設業の営業を停止したので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

平成26年10月3日

福岡県知事 小川 洋

1 処分をした年月日

平成26年9月11日

2 処分を受けた者の商号等

商号	主たる営業所の所在地	代表者の氏名	許可番号

有限会社藤光建設	久留米市城島町浮島433 - 1	菊池 葉子	平成24年3月16日 福岡県知事許可（般-23） 第101677号
----------	---------------------	-------	---

3 処分の内容

建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の一部の停止

(1) 停止を命じる営業の範囲

建設業に係る営業のうち、次のア又はイに該当する建設工事に係る営業

ア 国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注するもの

イ 建設費について、国又は地方公共団体の補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第2条第1項に規定する補助金等及び同条第4項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれに類するものをいう。）の交付を受けているもの（アに該当するものを除く。）

(2) 停止期間

平成26年9月25日から平成26年10月16日までの22日間

4 処分の原因となった事実

有限会社藤光企画総合事務所（平成25年5月8日に有限会社藤光建設に商号変更）は、有限会社丸豊工業（平成24年1月1日に株式会社木村産業に吸収合併）と共に、特定建設工事共同企業体（JV）として受注した公共工事において、特定建設業の許可を受けずに、建設業法第3条第1項第2号の政令で定める金額以上となる下請契約を平成23年9月5日に締結した。

このことは、同法第28条第1項第2号に該当すると認められる。

また、本件工事において主任技術者を配置しなかった。

このことは、同法第28条第1項第2号に該当すると認められる。

**公告**

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第8号の規定に基づ



き、意見公募手続を実施しないで福岡県麻薬中毒者措置入院費徴収規則（昭和38年福岡県規則第51号）の一部改正を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県保健医療介護部薬務課に備え置きます。

平成26年10月3日

福岡県知事 小川 洋

1 意見を募集しなかった理由

本規則は、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第106号）が平成26年10月1日から施行されることに伴い、所要の規定の整備を行ったものであり、法令の改正に伴い当然必要とされる規定の整理（福岡県行政手続条例第37条第4項第8号に該当）であるため、同条例に定める意見公募手続を実施しなかったものです。

2 規則の公布日

平成26年9月24日

---

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成26年10月3日

福岡県知事 小川 洋

1 申請のあった年月日

平成26年9月12日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人 福岡ローカル

(2) 代表者の氏名

近藤 正人

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県飯塚市伊岐須842番地39

(4) 定款に記載された目的

この法人は、福岡市及び福岡県で暮らす人々に対して、地域での豊かな生活を創出すべく、市民が主体となって参加しながら、未来を担う子供や若者が夢をもてる地域づくりを目指します。事業として地域の文化を基礎に、地域のブランド化や情報発信、地域商品開発、市民参加型のイベント、移住者の促進コーディネートなどの事業を行い、地域の公益に寄与することを目的とします。

---

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成26年10月3日

福岡県知事 小川 洋

1 申請のあった年月日

平成26年9月16日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人自立生活支援センター夢風船

(2) 代表者の氏名

樋口 秀夫

(3) 主たる事務所の所在地

行橋市大字今井2238番地

(4) 定款に記載された目的

この法人は、障害者及び高齢者に対して、地域で自立した生活を営んでいくために必要な事業を行い、福祉の増進を図り、社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

---

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成26年10月3日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

みやま市高田町北新開字乙中620番3、620番4及び653番2

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

熊本県荒尾市万田572番地

龍 弘樹、龍 奈都子

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成26年10月3日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

古賀市新原字大田町854番4

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

古賀市舞の里五丁目14番22号

智原 徳夫

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第97号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定に基づく県条例の制定若しくは改廃の請求又は同法第75条第1項の規定に基づく県の事務の執行に関する監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の50分の1の数は、平成26年9月2日現在における選挙人名簿により、次のようになった。

平成26年10月3日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克巳

82,623

福岡県選挙管理委員会告示第98号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第76条第1項の規定に基づく県議会の解散の請求、同法第81条第1項の規定に基づく知事の解職の請求若しくは同法第86条第1項の規定に基づく副知事、県の選挙管理委員、県の監査委員若しくは公安委員会の委員の解職の請求又は地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定に基づく県の教育委員会の委員の解職の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、平成26年9月2日現在における選挙人名簿により、次のようになった。

平成26年10月3日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克巳

616,391

福岡県選挙管理委員会告示第99号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項の規定に基づく県議会の議員の解職の請求をする場合の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、平成26年9月2日現在における選挙人名簿により、次のようになった。

平成26年10月3日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克巳

選挙区名	選挙権を有する者の総数の3分の1の数
北九州市門司区	29,070
北九州市小倉北区	49,921
北九州市小倉南区	57,688
北九州市若松区	23,244
北九州市八幡東区	19,864
北九州市八幡西区	69,912
北九州市戸畑区	16,350

福岡市東区	77,240
福岡市博多区	58,705
福岡市中央区	49,793
福岡市南区	67,667
福岡市城南区	33,069
福岡市早良区	56,656
福岡市西区	52,418
大牟田市	33,917
久留米市	81,579
直方市	15,867
飯塚市・嘉穂郡	39,630
田川市	13,604
柳川市	19,171
八女市	11,193
筑後市	13,003
大川市・三潞郡	13,984
行橋市	19,664
中間市	12,351
小郡市・三井郡	19,804
筑紫野市	27,126
春日市	29,044
大野城市	25,818
宗像市	26,132
太宰府市	19,084
古賀市	15,575
福津市	15,937
うきは市	8,626
宮若市・鞍手郡	15,207
嘉麻市	11,572
朝倉市・朝倉郡	24,100
みやま市	11,151

前原市・糸島郡	26,846
筑紫郡	12,811
糟屋郡	58,189
遠賀郡	26,230
八女郡	12,768
田川郡	23,150
京都郡	15,443
築上郡・豊前市	16,883